

学校・警察連絡制度

平成17年2月1日から、千葉県内の児童・生徒を対象に、健全育成及び非行の抑止、並びに児童生徒を犯罪被害に遭わせないようにするための「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」がスタートしました。

背景

近年、少年による非行が増加・凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、児童生徒が犯罪の被害者になることが多発しています。児童生徒の非行や問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請されるところであり、犯罪被害防止についても、学校と警察署との情報交換・連携を一層充実させることが求められています。

ねらい

学校と警察が児童生徒に係る問題行動等の情報の共有化を図り、児童生徒の健全育成及び非行抑止並びに犯罪被害に遭わせないようにしようとするものです。

連絡の内容

学校と警察署それぞれが、児童生徒の非行抑止や安全確保のため情報の共有が必要と認められるものについて相互の情報連絡が行われます。特に生徒が、逮捕等された場合には、警察から学校へ連絡が入ります。

各 学 校

【学校から警察署への連絡】

深刻な暴力行為、刃物を使った傷害行為、薬物使用行為、暴走族に係る行為、学校間抗争等

児童生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となることを防ぐために、警察の協力が必要な場合等

その他、校長が警察へ連絡することが、特に必要と判断する場合等

相互連絡

連携による対応

児童生徒の安全確保対策

個々の児童生徒の非行、問題行動に関する具体的な対応・指導

家庭との連携を図り非行からの立ち直りの支援

各 警 察 署

【警察署から学校への連絡】

暴力行為、刃物を使った傷害や万引きをして逮捕した場合等

悪質で再犯性が強く、社会的反響が大きく学校における継続的指導が必要な場合等

犯罪等の被害に関する情報や被害に関して児童生徒の安全確保のため必要な場合等